

久喜市議会  
令和6年9月定例会議議案

## 議 案 目 録

議案第15号	令和5年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第16号	令和5年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第17号	令和5年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第18号	令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第19号	令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第20号	令和5年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
議案第21号	令和5年度久喜市水道事業会計決算認定について	8
議案第22号	令和5年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第23号	令和5年度久喜市下水道事業会計決算認定について	11
議案第24号	令和6年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について	12
議案第25号	令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	13
議案第26号	令和6年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	14
議案第27号	令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	15
議案第28号	令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	16
議案第29号	令和6年度久喜市水道事業会計補正予算（第1号）について	17
議案第30号	令和6年度久喜市下水道事業会計補正予算（第1号）について	18

議案第 3 1 号	久喜市ショートステイ事業条例の一部を改正する条例	1 9
議案第 3 2 号	久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例	2 0
議案第 3 3 号	久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 3 4 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	2 4
議案第 3 5 号	損害賠償の額の決定及び和解について	2 6
報告第 1 7 号	令和 5 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について	2 7
報告第 1 8 号	使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務ネットワークライセンス）	3 6

議案第 15 号

令和 5 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第16号

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 17 号

令和 5 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第18号

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第19号

令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第20号

令和5年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和5年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	資本金	利益剰余金			
		減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和4年度末残高	20,116,727,237	957,475,473	1,217,519,325	0	2,174,994,798
令和5年度変動額	0	△ 207,817,091	0	739,326,846	531,509,755
減債積立金取崩額	0	△ 207,817,091	0	207,817,091	0
当年度純利益	0	0	0	531,509,755	531,509,755
令和5年度末残高	20,116,727,237	749,658,382	1,217,519,325	739,326,846	2,706,504,553
処分額	490,509,706	248,817,140	0	△ 739,326,846	△ 490,509,706
処分後残高	20,607,236,943	998,475,522	1,217,519,325	0	2,215,994,847

議案第 2 1 号

令和 5 年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 22 号

令和 5 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和5年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	資本金	利益剰余金		
		減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和4年度末残高	5,284,112,118	118,383,723	0	118,383,723
令和5年度変動額	0	△ 118,383,723	349,626,597	231,242,874
減債積立金取崩額	0	△ 118,383,723	118,383,723	0
当年度純利益	0	0	231,242,874	231,242,874
令和5年度末残高	5,284,112,118	0	349,626,597	349,626,597
処分額	118,383,723	231,242,874	△ 349,626,597	△ 118,383,723
処分後残高	5,402,495,841	231,242,874	0	231,242,874

議案第 23 号

令和 5 年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 24 号

令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和6年度久喜市一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 25 号

令和 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 26 号

令和 6 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和6年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 27 号

令和 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和6年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 28 号

令和 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和6年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 29 号

令和 6 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和6年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 30 号

令和 6 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和6年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第 3 1 号

### 久喜市ショートステイ事業条例の一部を改正する条例

久喜市ショートステイ事業条例(平成22年久喜市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市内に居住する」を削る。

第7条ただし書中「生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護世帯に属するとき」を「本市において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

久喜市借楽荘における、ショートステイ事業の利用対象者の居住要件を変更するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第32号

### 久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第33号

### 久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年久喜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目」を「において土木工学科又はこれに相当する課程」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程」を削り、「衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「者」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあつては1年以上」を「にあつては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「者」の次に「(第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を

有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。))」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。))」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目」を「課程又は前号に規定する課程に相当する課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、「講習」の次に「(以下「登録講習」という。))」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号の登録講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の第4条第6号の登録講習の課程を修了した者とみなす。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第34号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年指令市第2079号)の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

## 議案第35号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解することについて、議決を求める。

#### 1 概要

市が相手方へ売却した久喜市西大輪三丁目地内の土地において、相手方が造成のための掘削をしたところ、地中からコンクリート片等の埋設物が発見された。

当該埋設物については、市と相手方との間で協議し、相手方の費用により撤去工事を実施した。

相手方が埋設物の撤去に要した費用の負担について、市と相手方との間で和解を成立させようとするものである。

#### 2 相手方

埼玉県越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅

代表取締役 品川典久

#### 3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し損害賠償金21,450,000円を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し前号に定めるほか、一切の債権債務のないこと及び今後本件に関し、異議の申立て等を一切しないことを確認する。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅田修一

#### 提案理由

損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものであります。

報告第17号

令和5年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	( 11.68 )
連結実質赤字比率	－	( 16.68 )
実質公債費比率	4.2	( 25.0 )
将来負担比率	－	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 将来負担額を充当可能財源等が上回ったことから、将来負担比率については、「－」を記載しています。
- 3 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

土地区画整理事業特別会計	－	( 20.0 )
水道事業会計	－	( 20.0 )
下水道事業会計	－	( 20.0 )

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 8 6 号  
令 和 6 年 8 月 8 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之  
久喜市監査委員 春 山 千 明

財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

## 令和5年度 財政健全化審査意見

### 審査の概要

#### 1 準拠基準

久喜市監査基準

#### 2 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

#### 3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

#### 5 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月8日まで

#### 6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.68
② 連結実質赤字比率	—	—	16.68
③ 実質公債費比率	4.2	4.3	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.68%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の16.68%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は4.2%となっており、前年度より0.1ポイントの減少となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されなかった。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 令和5年度 経営健全化審査意見

### 第1 審査の概要

#### 1 準拠基準

久喜市監査基準

#### 2 審査の対象

令和5年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

(1) 久喜市土地区画整理事業特別会計

(2) 久喜市水道事業会計

(3) 久喜市下水道事業会計

#### 3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

#### 4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

#### 5 審査の期間

令和6年7月29日から令和6年8月8日まで

#### 6 審査の結果

別紙1から別紙3までのとおり

## 別紙 1

### 令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

#### 審査の結果

##### （1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

比率名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### （2）個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### （3）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 2

### 令和 5 年度久喜市水道事業会計

#### 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

比率名	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 5 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第18号

使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務ネットワークライセンス）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称         | 久喜市統合型校務ネットワークに係るライセンス使用許諾                          |
| 2 | 契約の目的         | 統合型校務ネットワークの更改により、データの適正管理及び利活用を推進し、教育環境の充実を図る。     |
| 3 | 契約の金額         | 150,445,680円  |
| 4 | 契約の方法         | 随意契約  |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 愛媛県四国中央市下柏町426番地1<br>D d r i v e株式会社<br>代表取締役 豊野 勇紀 |
| 6 | 契約締結の年月日      | 令和6年8月20日   |
| 7 | 契約の期間         | 令和6年8月20日から令和12年2月28日まで                             |

令和6年9月2日提出

久喜市長 梅 田 修 一